北海道社会事業協会関係規程　抜粋

〇経理規程

第 12 章　契約

（契約機関）

第 62 条　契約は、理事長又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

２　理事長が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

（一般競争契約）

第 63 条　契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、あらかじめ、契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札に付する事項、競争執行の場所及び日時、入札保証金に関する事項、競争に参加する者に必要な資格に関する事項並びに、契約事項を示す場所等を 公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

（指名競争契約）

第 64 条 合理的な理由から前条の一般競争に付する必要がない場合及び適当でないと認められる 場合においては、指名競争に付することができる。なお、指名競争入札によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　契約の性質又は目的が一般競争に適さない場合

(2)　契約の性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である場合

(3)　一般競争入札に付することが不利と認められる場合

２　前項の規定にかかわらず、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める区分により、総務大臣が定める額以上の契約については、一般競争に付さなければならない。

（随意契約）

第 65 条 合理的な理由により、競争入札に付することが適当でないと認められる場合においては、随意契約によるものとする。なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

(1)　売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合

契 約 の 種 類	金　　額
1　建築工事	20 億円
2　建築技術・サービス	2 億円
3　物品等	3,000 万円

(2)　契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

(3)　緊急の必要により競争入札に付することができない場合

(4)　競争入札に付することが不利と認められる場合

(5)　時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

(6)　競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付し落札者がない場合

(7)　落札者が契約を締結しない場合

2　前項(6)の規定により随意契約による場合は、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできない。

3　第 1 項(7)の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付すときに定めた条件を変更することはできない。

4　第 1 項（1）の理由による随意契約は、3 社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど適正な価格を客観的に判断しなければならない。ただし、予定価格が下表に掲げられた契約の種類に応じ定められた額を超えない場合には、2 社の業者からの見積もりを徴し比較するものとする。

契 約 の 種 類	金　　額
1　工事又は製造の請負	250 万円
2　食料品・物品等の買入れ	160 万円
3　前各号に掲げるもの以外	100 万円

（契約書の作成）

第 66 条　契約担当者は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約額、履行期限及び契約保証 金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目 的により該当のない事項については、この限りでない。

(1)　契約履行の場所

(2)　契約代金の支払い又は受領の時期及び方法

(3)　監査及び検査

(4)　履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金

(5)　危険負担

(6)　かし担保責任
(7)　契約に関する紛争の解決方法
(8)　その他必要な事項

2　前項の規定により契約書を作成する場合においては、理事長は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

（契約書の作成を省略することができる場合）

第 67 条　前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

(1)　指名競争又は随意契約で契約金額が 100 万円を超えない契約をするとき
(2)　せり売りに付するとき
(3)　物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき
(4)　(1)及び(3)に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき

2　第 1 項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（定期的な契約内容の見直し）

第 68 条　物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。